

岡山県公立学校講師等登録申込書

記入年月日 令和 7 年 12 月 11 日

記入例

フリガナ	オカヤマ タロウ	フリガナ	キビ タロウ	生 年 月 日	年 齢	性別
氏 名	岡山 太郎	旧 姓 旧 名	吉備 太郎	昭和 62 年 9 月 4 日	38 歳 (R8.4.1現在)	男
改名・改姓の経験の有無(有)無)				*任意記入		
連 絡 先	現住所	〒 700 - 8570 岡山市北区内山下2-4-6 ■■マンション▲▲号室				
	電話	086 - 000 - 0000	携帯電話	090 - 0000 - 0000		
	連絡先	〒 000 - 0000 〇〇市〇〇 0-0-0	メールアドレス	kyosyoku-toroku@pref.okayama.jp		
電話	0000 - 00 - 0000					
「連絡先」欄には現住所以外(例:実家など)を記入してください。特に電話番号は「現住所」欄の電話が繋がらない場合などに連絡させていただきますので、電話番号だけでも記入するようにしてください。						写 真 欄
希望順位	職 種	希望する勤務形態	順位	校 種	教 科・科 目 等	○校種欄には、次のいずれかを記入してください。 小学校/中学校/高等学校/ 特別支援学校 ○「講師」の職種を希望した方で、校種を「中学校」又は「高等学校」を記入した場合は、必ず教科・科目欄を記入してください。 ○第1, 2希望まででも可。
1	講 師 (臨時的・非常勤・任期付)	☑ 常勤	第1希望	小学校		
	養護助教諭 (臨時的・任期付)		第2希望	中学校		
2	実 習 助 手 (臨時的・任期付)		第3希望	高等学校	実習助手	
希望する職種を選択し、希望順位を記入してください。なお、講師・養護助教諭については、教員免許状を所有、又は取得見込みの方が対象です。		勤務形態	勤務場所	<input type="checkbox"/> 県内どこでも勤務可能 <input checked="" type="checkbox"/> 片道 60 分以内 勤務可能期 令和 8 年 4 月 1 日 <input checked="" type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能		
教員免許状	校種等	種 類	教 科	取得(見込)年月	教員免許状修了確認(有効)期限	
	小学校	1種		平成 23 年 3 月 取得	平成 33 年 3 月 31 日	
	中学校	2種	国語	令和 8 年 3 月 取得見込	年 月 日	
	特別支援学校	1種	知・肢・病	平成 23 年 3 月	年 月 日	
特別支援学校は、教科欄に知・肢・病のように、領域を記入してください。						
部活動等	ソフトボール	軟式野球	ハンドボール	ハンドボール		
特技・資格等	スキューバダイビング、英検2級、TOEIC520点(H31.7)		その他特記事項			
学 歴	学校名・課程名		在 学 期 間		修学年数	区 分 (卒業・修了・中退)
	岡山県立■■■■ 高等学校		H15 4 ~ H18 3	3 年 月	卒業	
	★★大学★★学部★★学科		H19 4 ~ H23 3	4 年 月	卒業	
「予備校」等は職歴等に記入してください。			見込の方は「卒業見込」等と記入してください。			
年 月 日			年 月			
懲 戒 処 分 等	有無	年 月 日	内 容			
	有・無					
懲戒処分歴及び罰金刑以上の刑事罰について、有無の欄のいずれかに「○」を付け、「有」の場合は時期とともに、内容についてわかりやすく記入すること。(年月日は判決確定年月日又は処分年月日とすること) ※職歴は裏面に記入すること						
夜間中	岡山市との協定に基づき、岡山市立岡山後楽館中学校 夜間学級(夜間中学)に勤務する非常勤講師の募集を県でも行っています。夜間中学に非常勤講師として勤務(17:30~21:00のうち指定する時間)することは可能ですか。					
□可能 □不可能						
(宣誓欄)記載事項に相違ありません。また、私は学校教育法9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないことを誓います。						
令和 年 月 日 氏名						

※ “任期付短時間”は、育児短時間勤務職員の代替職員として、週当たり31時間以下で勤務する形態です。
 ※ 産前産後休暇を取得する職員の代替として、臨時的任用職員に採用された場合、引き続き育児休業を取得する職員の休業中の期間の範囲内で、任期付職員として採用される場合があります。
 ※ “非常勤”は、会計年度任用職員として、週当たり30時間未満で勤務する形態です。
 ※ 学歴・職歴等は、給料を決定する際の資料となりますので、**正確に記入**してください。
 ※ 記入の際には必ずホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/site/16/detail-2521.html>) を確認してください。

学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つ「禁錮以上の刑に処せられた者」には、以下の期間にあるものも含まれます。
 ○禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 ○禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

